

手は国鉄当局であつても、実際には対政府的性格を持ち、きわめて政治的性格を持たざるを得なかつた。

四九年の場合は、中闘は東京でハンガー・ストライキを行った。五〇年一月の中央委員会では、合法闘争の枠を広げる必要性についての論議が行われ、最悪の事態に備えて第二中闘を組織する方針が出された。五一年は、別に機関車労組(機労)が結成され、以後、公労法上、交渉単位制が問題となるが、それは別として、国労は一月、「実力行使宣言」を發し、座り込み指令と一斉休暇の準備指令を出した。結果として、行われたのは座り込みだけであつた。五二年は、初めて順法闘争が行われた。国労は「運転安規整運動」、機労は「運転事故絶滅最強化運動」と名づけていた。また、一斉休暇闘争が行われた。だが、五二年一月には、国労三役の解雇に首切り処分が發令された。

五三(昭和二八)年から五六年の賃金闘争では、一層、実力行使が強化された。これには、五二年に公労法が改定され、国鉄専売だけでなく、電電公社、郵政公社、林野、印刷、造幣、アルコーン専売職員も適用対象になり(三公社五現業)、五三年一月、三公社五現業の組合により、公共企業体等労働関係法適用労働協約(公労協)が結成されたことが力となつた。そして実力行使の強化とともに、処分・団交拒否問題が発生した。五七年の闘争で発生した三役解雇処分の場合、国労は三役の職務権限執行を停止し、委員長代理(岩井章)を選出したので団交拒否問題は生じなかつた。だが、五三年の年末闘争に対する一八名の解雇処分が翌年發表され、五四年五月の中央委員会で、被解雇者を役員に選出するに及び、国鉄当局は公労法四条三項を理由に団交拒否を通告した。国労は、仲裁委員会に不当労働行為の申し立てを行ひ、東京地裁に仮処分申請を行った。この場合は、東京地裁の和解案が示され、「話し合い」という名目での事実上の団交再開で決着した。だが、この団交拒否問題は、五七年の藤林幹旋案を経て、やがてILO条約批准闘争に発展していった。

総評の結成と国労

民同派の労働組合勢力は、四九年には大同団結の機運を強めていった。それは、アメリカ占領軍の強力な後押しによる日本政府の行政整理や民間における企業整備の名による共産党系活動家のバージとメタルの裏表の関係にあった。四九年一月には世界労連が分裂し、新たに国際自由労働者が結成されたが、この結成大会には、占領軍の後押しを加藤国労委員長も出席した。四九年一月、総同盟・新産別・国労・正当派全通など民同派三三組合は、国会闘争共同委員会を設置した。五〇年三月、電産、炭労、全鉱など同組織加盟組合によって、賃上げを要求し、三月闘争が展開された。これは国労も参加し、一部で有給休暇消化運動や、のちの順法闘争につながる職場規律確立運動も展開された。

その三月闘争の最中、総同盟と民同派組合を中心とする日本労働組合総評議会(総評)の結成準備大会が開かれた。国労もこの大会に参加し、さらに六月に開かれた国労第八回定期大会で、加

盟を正式に決定した。総評は七月一〜二日、結成大会を開催し、基本綱領、規約、行動綱領、当面の闘争方針や大会宣言を採択したが、全体として占領軍の後押しを受けながら、産別会議で影響力が強かつた共産党支配を打破するという意味で反共的色彩が濃く打ち出された。また、行動綱領では、国際自由労働への参加も盛り込まれた。

朝鮮戦争の勃発と日本の情勢

総評の結成直前、緊張の続いていた朝鮮半島で、朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮)と大韓民国(韓国)の間で朝鮮戦争が勃発し、日本(含む沖縄)は朝鮮半島の最前線基地となつた。朝鮮戦争の勃発は、日本を西側の「自由陣営」に組み込むうえで、決定的な役割を果たした。五〇年七月には、GHQは日本政府に、警察予備隊(今日の自衛隊の前身)の創設を指令した。GHQは、国内の政治・労働運動にも、共産党を中心に弾圧を行つた。共産党の幹部の一部が公職追放され、「アカハタ」や「前衛」が発刊を停止された。また、四七年の二・一スト中止後に結成され、この当時は、すでに共産党系の組合の結成体となつていた全労連への解散命令が出された。さらに新聞通信部門を中心に、各産業でレドパージの嵐が吹き荒れた。国際的には、対日講和条約をソ連などの参加なしに行おうとする「片面講和」条約の動きが急速に進められた。

日本経済は、四九年にドッジプランが実施され、民間でも企業整備の名による解雇が行われた。そこに朝鮮戦争による特需が発生し、産業界は活況を呈し、戦後の復興、再建の飛躍台となつた。だが職場の労働者状態は無権利で、低賃金、長時間労働がまかりかかり、労働運動の分裂、停滞もあつて、その状態は改善されなかつた。

国労は、五〇年六月末からの第八回定期大会(登別)で、全面講和、永世中立、戦争反対の講和三原則を決め、のちの社会党の平和四原則、総評の平和四原則の先駆けとなつた。一〇月の第九回臨時大会(松江)でも、この方針を再確認し、同時に国鉄当局の二三鉄道管理局設置など機構改革に対応する地方本部の設置を決めた。同大会では機関車協同会から、当局との団体交渉に職能別協議会代表を加えることが提案されたが否決された。このため、機関車協同会の中で独自の組合結成の動きが強まり、五一年五月、日本国有鉄道機関車労働組合(機労)が結成され、国労の最初の分裂となつた。

前編

国労では、五月の中央委員会で、平和四原則に依る運動方針案と、平和四原則棚上げ、政治的中立の愛国的労働運動推進案が一七対一七となり、委員長の二重採決権で、後者の案が可決された。だが六月の第一〇回定期大会(新潟)では結局、平和四原則が確定した。同時に、国労民同派は左右に分裂した。

労組ストなどの展開と運動の前進

国内における全面講和の声を無視して、五一(昭和二六)年九月、サンフランシスコで対日講和会議が開かれ、講和条約と日米安全保障条約が締結された。この講和会議には、中国は招かれず、ソ連、インドは調印しなかつた。両条約の日本の国会での批准は十一月八日に完了し、五二年四月二十八日に批准書が交換されて発効した。講和条約の批准国会を前に開かれた社会党大会では、安保条約に反対する点ではほぼ意見の一致をみたが、講和条約については左右の対立が激化し、ついに左派社会党(左社)と右派社会党(右社)に分裂した。

講和条約発効を前に、日本政府は、占領体制から「独立」した日本の状況に合わせ、労働法規の改定や新しい治安立法を制定しようとした。とくに破壊活動防止法(破防法)、五二年七月二日(公布)は、治安立法として反対闘争の的となつた。政府の動きに対し、総評を中心に労働法規改悪反対闘争委員会(労闘)が結成され、五二年、活発な大衆行動を展開した。四月二日には、第一波の労働ストが実施されたが、これは実施されたものとしては、日本で最初の統一政治ストであつた。国労は、全国で職場大会を実施した。四月二十八日には、第二は労働ストが実施され、第一波ストには定時退庁を行つた。だが五月一日、皇居前広場で、抗議職場大会と定時退庁を行つた。六月段階の労働ストは参加者の数も減つた。

五二年二月には、戦前の実質賃金回復のため、マーケット・バスケツト方式で理論生計費による総評・賃金綱領草案が發表され、その後の賃上げ要求の根拠ともなつた。同年、賃上げなどを中心に電産争議が発生し、電産は停電・電源ストなど激しい闘争を展開したが、会社側は譲らず、電産は敗北した。炭労も激しい賃金闘争を展開した。この電産・炭労争議に対し、五三年、政府は「電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法を規制する法律案(いわゆるスト規制法)」を提案し、反対闘争を押し切り、八月七日、公布、施行した。同法は三年間の時限立法であつたが、実際は廃止されず、現在に至つてゐる。

総評結成後、五二年頃になると、私鉄や炭労の職場闘争が展開され、労働運動は職場から再生し始めた。国鉄では、五〇年代後半、職場闘争は実力行使の職場での展開を基礎に展開された。その要因は、定員法のもとで、厳しい要員規制が行われる一方、経済の回復に伴う輸送需要が増加し、これに対処するため、もっぱら人手に依存する労働強化が行われていたことにある。また新規

